

給付 8

女性被保険者が出産のため仕事を休み、
給与を受けられないとき、減給されたとき

『出産手当金支給申請書』

- 支給対象者 ・ 女子被保険者が出産のために仕事を休み給与を受けられないとき
- 支給期間 ・ 産前42日（多児98日）、産後56日（多児56日）
（予定日より出産が遅れた場合は、遅れた日数分を加算します。）
- 支給額 ・ 標準報酬日額の2/3×98日（多胎154日）
※ 給料の一部を受けている場合は、出産手当金と給料の差額が支給されます。

《標準報酬日額とは》

平成28年4月1日より、支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した30分の1

ただし、12か月継続していない場合は、次のうちいずれか少ない額

①支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1

②支給開始月の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の30分の1

【手続き】

- ・ 被保険者は...

申請書の「被保険者記入欄」に必要事項を記入し、「医師または助産師の証明欄」に証明を受け、事業主にご提出ください。

- ・ 事業主は...

提出された申請書の内容および医師または助産師の証明を確認後、事業主証明欄に記入し、以下の書類を添付して健保組合にご提出ください。

《添付書類》

① 申請期間中の「賃金台帳（写）又は給与明細（写）

② 申請期間中の「勤務表（写）」

③ 申請開始月を含め過去7ヶ月分の「賃金台帳（写）又は給与明細（写）」

※③は通勤手当の支給状況確認の為、添付していただきます。